

## 2020年度「特定処遇改善加算」に基づく 一時金の支給について

社会福祉法人みなと福祉会

◎消費税が10%に増税された2019年10月より、福祉・介護職員の賃金改善の為に「特定処遇改善加算」が創設されました。みなと福祉会として2020年度「特定処遇改善加算」を申請し、以下の内容で承認されましたので、2021年3月10日（水）該当する職員に一時金として支給いたします。

### 【手当の支給内容】

- ・グループ1のみ（ただし、支援員、サービス管理責任者）、「特定処遇改善加算」を充当し、グループ2は、法人の持ち出しで支給します。（グループ3は設定しません）

グループ	条件	正規職員	長時間准職員	短時間准職員
1	経験・技能ある支援員・サビ管 勤続年数5年以上 もしくは有資格者 →特定処遇改善加算を充当する	一時金 10万円	一時金 2万円	一時金 2万円
2	上記以外の職員 勤続年数5年未満 →法人持ち出し	一時金 5万円	一時金 1万円	一時金 1万円

（有資格とは、この場合、国家資格の内、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士を指します。）

（勤続年数は一時金支給の2021年3月1日現在を基準日とします。）

（条件を満たす職員については、支給対象外の事業所、職種であっても同額となるよう、法人持ち出しで支給します。）